

託送供給等特例認可申請書

平成 29 年 3 月 1 日

関西電力株式会社

託送供給等特例認可申請書

関流発 第108号

平成29年3月1日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

取締役社長 岩根 茂樹

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		振替供給・接続供給・発電量調整供給	備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	受電場所		同上
		供給場所		同上
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		平成29年4月1日以降相当の期間		

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この託送供給等約款以外の供給条件（以下「この供給条件」といいます。）は、次の地域において、託送供給等約款（平成 29 年 3 月 1 日付け 20161031 資第 40 号認可。以下「託送供給等約款」といいます。なお、当社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）13（電気方式，電圧および周波数）にもとづく受電電圧または供給電圧が高圧の場合で，契約者または発電契約者がこの供給条件の適用を希望されるときに限り，適用いたします。

大阪市住之江区南港北 1 丁目，2 丁目，3 丁目

2 受電電圧および供給電圧

受電電圧および供給電圧は，標準電圧 400 ボルトといたします。

3 そ の 他

- (1) 当社は，変圧器等の供給設備を施設する場所を契約者，発電契約者，発電者または需要者から無償で提供していただきます。この場合，変圧器の 2 次側接続点までは，当社が施設いたします。
- (2) この供給条件に定めのない事項については，託送供給等約款の高圧で託送供給または発電量調整供給を受ける場合にかかわる規定によるものといたします。

別 添

託送供給等約款により難しい理由

特定地域（南港コスモスクエア）において、設備の簡素化および供給コストの低減が期待される 20kV/400V 供給を、新たな供給方式として、実験的に実施することを目的に、現在、託送供給等約款以外の供給条件（平成 28 年 3 月 4 日付け 20160212 資第 21 号認可。）を設定しておりますが、今回の託送供給等約款の設定にあたりましても、引き続き実施いたしたく、特例認可申請を行なう次第であります。

なお、本取扱いは、託送供給等約款を変更した場合に、適用継続の希望があるときは、変更後の託送供給等約款においても、同供給条件を適用いたします。